

審査基準（公表用）

様式第3号
健康福祉部 薬務課

法令名	麻薬及び向精神薬取締法			法令番号	昭和28年法律第14号		
手続名	麻薬小売業者間譲渡許可			根拠条項	第24条第12項		
審査基準	<p>麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合の許可は、次の基準等に適合する場合に行う。</p> <p>1 2以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により共同して、麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。</p> <p>一 いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること</p> <p>二 いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること</p> <p>2 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書とその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所所在地）</p> <p>二 麻薬業務所の名称及び所在地</p> <p>三 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間</p> <p>四 いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨</p>						
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間 日
						標準経過期間 日	